

# 第19回

## 南丹市都市計画審議会

### 議事録

1. 開催日時	令和4年1月18日(火) 午前10時00分から午前10時50分	
2. 開催場所	南丹市役所2号庁舎3階 301会議室	
3. 議案		1ページ
4. 資料	別添 資料一式	
5. 委員の出席 状況		2ページ
6. 説明員及び 関係職員		3ページ
7. 議事顛末		4ページ



## 1. 審議案件

説明 区分	議案 番号	件 名	概 要
	1	南丹都市計画火葬場の決定について	

## 委員の出席状況

全委員数 19名  
出席委員数 14名  
欠席委員数 5名

- 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項に基づく委員

### 《学識経験者》

やまぐち	ひとし	学校法人二本松学院 理事	出
山口	均		
やまうち	あきら	学識経験者	出
山内	明		
いけがみ	こういち	学識経験者	出
池上	幸一		
うえだ	じゅんじ	南丹市農業委員会会長	出
上田	純二		
のなか	けんいち	一級建築士	出
野中	健一		
ひぐち	たかし	西日本旅客鉄道株式会社 園部駅 地区駅長	欠
樋口	孝司		

### 《市議会議員》

たにじり	のぶお	南丹市議会議長	出
谷尻	宣雄		
にしむら	よしたか	南丹市議会総務常任委員長	出
西村	好高		
たにじり	まさし	南丹市議会産業建設常任委員長	出
谷尻	昌史		

- 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第2項に基づく委員

### 《関係行政機関》

きむら	よしじ	南丹市教育長	欠
木村	義二		

### 《京都府関係》

ひろせ	ひでき	京都府南丹広域振興局地域連携・振興部長	欠
廣瀬	秀樹		
かたおか	よしゆき	京都府南丹広域振興局建設部長	欠
片岡	芳幸	京都府南丹土木事務所長	
あつち	のぶあき	京都府南丹警察署長	出
厚地	信昭		

### 《市民》

いじり	ゆういち	公募	出
井尻	祐一		
いぬいし	けいいち	公募	出
犬石	圭一		
まえだ	としみち	公募	出
前田	利通		
まつもと	じゅんいちろう	公募	出
松本	純一郎		
よしだ	たかのぶ	公募	出
吉田	孝信		
わつじ	たけと	公募	欠
和辻	雄仁		

## 説明員及び出席職員

南 丹 市 長

西村 良平

### ・ 説明員

船井郡衛生管理組合

事務局長

井尻 浩史

〃

事業課 技 師

奥野 武志

南丹市土木建築部

都市計画課 課 長

藤林 裕

### ・ 事務局

南丹市土木建築部

部 長

中島 亮

〃 〃

都市計画課 課 長

藤林 裕

〃 〃

〃 参 事

松本 純一

〃 〃

〃 課長補佐兼計画係長

山下 剛

〃 〃

〃 計画係 主 事

木村 幸裕

〃 〃

〃 〃 主 事

松本 健斗

## 議事の顛末

発 言 者	発 言 内 容 等
<b>(1) 開会</b>	
事務局 (中島部長)	御案内の定刻が参りましたので、ただ今から第19回南丹市都市計画審議会を開催させていただきます。 委員の皆様には何かとご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
<b>(2) 職員等紹介</b>	
事務局 (中島部長)	それでは審議会の開催にあたり、本日出席しております理事者、事務局及び説明員の紹介をさせていただきます。 西村良平南丹市長でございます。 本審議会の事務局をお預かりする土木建築部都市計画課の職員でございます。 本日の議案の関係で、船井郡衛生管理組合から井尻事務局長と奥野技師にも説明員として出席いただいております。 最後に、本日の進行をさせていただく土木建築部長の中島でございます。 本日の出席状況を報告させていただきます。 本日14名の委員の出席をいただいております。南丹市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の総数の過半数の出席があり、要件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。
<b>(3) 市長の挨拶</b>	
事務局 (中島部長)	それでは、ただいまから開会させていただきます。 開会にあたりまして、西村市長からご挨拶を申し上げます。
西村市長	開会にあたりまして一言御礼、またお願いのご挨拶をさせて頂きたいと思っております。 外は今朝から雪も降って参りました。園部で雪が5センチメートル積もりますと、美山では50センチメートル積もるというように、10倍は変わるという大変な状況でございます。 実は美山の知井、その中の芦生や佐々里が現在40戸ほど孤立しております。 雪もございますが、府道の法面の崩壊によりまして、少し崩れていたのが、とうとう完全に崩れてしまったという大変な状況になっているようでございます。 電柱も倒れまして、停電も発生しており、車も通れず、水も出ず、学校にも行けない、食料もないということで、京都市の広河原の方から佐々里に向けて除雪作業を進めており、開通しましたら、南丹市の水道関係、また生活支援の管理関係辺りが物資を運ぶという段取りを進めております。 なかなか大変な状況の中で、なおかつ、とうとうコロナの第6波が本格的に南丹市にもやって参りました。 現在、幼小中の子供さんだけで数名の方が陽性で、保育士も含めて学校の先生も若干名の陽性と判明しており、既に園部の小学校では、ただちに濃厚接触者の調査のため、本日は臨時に休校となっております。

発 言 者	発 言 内 容 等
西村市長	<p>おります。</p> <p>検査体制も中部総合医療センターや一部民間の薬局でもPCR検査ができる訳ですが、多くの人が押し寄せており、発熱外来と言われる場所がてんこ舞いという状況になっており、なかなか疑いがあっても検査がさっさと進み、陰性か陽性か結果が出ないという状況に陥っております。南丹市から応援に保健師を派遣をしましたが、疫学的に濃厚接触者であるのかないのかなど、なかなか判断が下せないということもございます。ただ逆にあまり重症化しないということで、病院のベッドの使用率は上がっていないのは救いですが、大変な状況でございます。</p> <p>余談ではございますが、今の状況を、お出会いした市民の皆様にはお話させて頂きたいということでございます。</p> <p>さて本日は都市計画審議会の開催にあたりまして、皆様大変お忙しい中、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。</p> <p>兼ねてより、南丹市については鉄道であったり、或いは高速道路などの道路網といった、インフラ整備等響きあいながら、地域の活性化のために、開発を進められる所は進めているということで、特に事業所用地や、或いは住宅地、更には農村部でも、都市計画エリア内では、地区計画等も活用しながら開発していこうと、私自身も積極的に取り組んでいます。なかなか時間がかかるという問題がございます。一方では都市施設として、今回お世話になります火葬場の件でございますが、ようやく地元としても一定の理解を頂いており、しかしもう一つ大きな財源の問題ですが、火葬場については20億円近くのお金がかかって参ります。</p> <p>そんな中で財源をどのようにするかという問題ですが、幸い、南丹市過疎地域にみなし過疎ということで、全域が過疎地域と指定される中で、一点有利な過疎債と呼ばれるものがございます。具体的に申し上げますと、1,000円の事業を行うのに、1,000円の借金をします。後年度に元金の償還をする際に、7割を国が交付税に算入して頂ける、いわば70パーセント補助金と同じ効力がある制度でございます。それがなければこの事業は成り立ちませんということで、過疎債の枠取りが京都府で取り合いになっております。その中で火葬場については何とか優先的に枠を配分してほしいということで、継続してお願いをしており、何とか努力をしますというような感触を掴んでおりますので、いよいよ、着工に向けての動きを進めていきたいということで、法的な手続きとして都市計画の決定をしていかななくてはなりません。後ほど詳細に渡って、計画を皆様方に説明させて頂き、そしてこの都市計画審議会としての一定の結論を出して頂きたいということでお願いをする訳でございます。</p> <p>火葬場につきましては本当に古い設備であり、昭和45年に建てられまして、その後何度か中の炉の更新をしておりますが、やはり大変古いタイプの炉ですので、黒い煙が上がったり、風向きによっては、周辺が住宅街でございますが、においが立ち込めるとい</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
西村市長	<p>うことで、大変周囲にもご迷惑をおかけしております。</p> <p>取りも直さず、火葬場というと、迷惑施設として、地域からも一定のご理解を頂く必要がありますが、幸い地元の皆様も火葬場の改築の必要性をご認識頂きながら、やむを得ないということで、受け入れをお認め頂いている状況も環境として整いましたので、この際、都市計画決定をして、本格的に進めていきたいと考えております。</p> <p>現在の火葬場のすぐ上ということで、進入路についても、土砂災害特別警戒区域となっている山を切っていく必要もございますので、少し大きな事業にもなってきますが、その内容等についても、後ほど説明を申し上げます。皆様方のご審議を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>コロナの状況も今動いております。検査の進行具合なども逐次情報が入って来たり、また美山の道路の崩壊についても対応するというので、そちらの調整もございますので、ご挨拶が終わりましたら退席させて頂くことをお許し頂きまして、私のご挨拶に代えさせて頂きます。</p> <p>本日はお世話になりますが、よろしくお願い致します。</p>
<b>(4) 山口会長の挨拶、議案の審議</b>	
事務局 (中島部長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで西村市長につきましては、公務の都合上、退席させて頂きます。</p> <p>本日審議いただく議事につきましては、令和3年12月23日に西村市長から山口会長へ諮問させていただいており、お手元の次第に基づき、進めさせていただきます。</p> <p>それでは、議案の審議に移らせていただきます。</p> <p>南丹市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議の議長は会長が兼ねることになっておりますので、山口会長、よろしくお願い致します。</p>
山口会長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>令和4年初めての都市計画審議会となりますけれども、先程市長さんの挨拶でもありましたように、年明け早々雪も多く、またオミクロン株によりますコロナの第6波の襲来等々、非常に慌ただしく厳しい状況にありますけれども、本日審議を賜ります内容につきましては、長年の南丹市の課題でありました、火葬場の決定ということで、始めにあたりまして、私の方から今回地元区で、上木崎町区、内林町区、木崎町区の三区の方々から同意を得ましたことに関しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>本日は後ほど、事務局から詳しい内容が説明されるであろうかと思っておりますけれども、そういった点を十分踏まえて頂きまして、ご審議を賜りましたらと思っておりますので、前段挨拶を兼ねて、私の方からお願いしておきたいと思っております。</p> <p>それでは議事の進行に移らして頂きたいと思っております。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
山口会長	<p>本日審議会の議事を記録いたします、議事録署名人として、西村好高委員さんと井尻祐一委員さんをお願いをしたいと思いますので、何卒よろしくお願い致します。</p> <p>それでは只今から議事に入らせて頂きます。 議案第1号南丹都市計画火葬場の決定について、事務局より説明をお願い致します。</p>
説明員 (藤林課長)	<p>それでは次第に基づき、南丹都市計画火葬場の決定について、ご説明申し上げます。 お手元配布の資料をご覧ください。 資料1ページでございます。 今回諮問させて頂きました、南丹都市計画火葬場の決定につきましては、現火葬場の施設の老朽化に伴いまして、船井郡衛生管理組合より、新たな施設整備を図るため、都市計画法第11条第1項の規定によりまして、約10,600平方メートルの区域を都市計画の中に位置づけ、都市施設として定めようとするものでございます。</p> <p>現在の火葬場は昭和45年に建設され、建設後約50年が経過し、近年老朽化が顕著になったこと、或いは将来の火葬取り扱い件数の増加が見込まれることなどから、新たな火葬場につきまして、現施設に隣接いたしました、南丹市園部町上木崎町地内に施設規模を拡大し、建設しようとするものでございます。 資料2ページの総括図、並びに資料3ページの計画図にて、計画している場所の確認をお願いしたいと思います。</p> <p>以上が都市計画で定めようとする事項でございます。 新たな施設の概要につきましては、4ページの配置図をご覧ください。 また2ページ以降、参考資料として、6ページから9ページまでの間に、施設の平面図、或いは立面図を付けさせて頂いております。 また先程、冒頭市長の挨拶でもございましたように、火葬場建設に伴いまして、アクセス道路となる市道火葬場線につきましては、府道園部平屋線から約300mの間を基本幅員9mに拡幅整備する計画でございます。参考資料の10ページから11ページに位置図及び、計画図を添付しておりますので、それらも合わせてご確認下さい。</p> <p>この度の本件の都市計画案につきまして、都市計画法第16条第1項の規定に基づきまして、広く市民の方々からご意見をお聞きするために、公聴会を開催する予定で、令和3年11月12日から11月26日の2週間、計画案の閲覧と、意見を頂くために、公述申出の受付をしたところ、お一人の閲覧がございましたが、公述の申し出はありませんでした。 よって本件に係る、公聴会の開催はいたしませんでした。 その後、都市計画法第17条第1項に基づき、本件都市計画の案</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
説明員 (藤林課長)	<p>について、令和3年12月6日から12月20日までの二週間、公衆の縦覧に供したところ、縦覧された方は1名で、本件都市計画の意見書の提出はありませんでした。</p> <p>以上、諮問にあたり、法定手続きについてご報告申し上げます。</p> <p>本事案については、建築基準法第51条に、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ゴミ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない。」という規定があることから、今回、本審議会に諮問を申し上げたところであり、冒頭申し上げたとおり、都市計画の決定を賜れば、常に市民が利用し、生活を支える重要な施設である「都市施設」として定めようとするものでございます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、南丹都市計画火葬場の決定についての提案理由及び経過の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議賜りますよう、どうぞよろしくお願い致します。</p>
山口会長	<p>只今事務局による説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。</p>
前田委員	<p>私は地元なんですけど、以前、船井郡衛生管理組合による地元説明会、そして南丹市の地元説明会に出席しましたが、今の施設は古いので、新しくされることについては賛成なのですが、排水計画についての説明が全くありませんでした。船井郡衛生管理組合の当時の説明では60,000立方メートルの山を切って土を出すというお話があり、相当な量の水が出る訳ですが、4ページの平面図を見ると駐車場の下に地下の貯水池を作られるということで、まずその貯水池の貯水量を教えてください。</p> <p>また下流の方に府道園部平屋線があるわけですが、そこから先は園部川までは僅かな距離です。園部川がハイウォーターレベルまで増水した場合に、上からの水が吐けません。園部川が横田で決壊した2013年9月15、16日には総雨量が312ミリメートルに達しています。180戸の家が床下浸水、床上浸水が54戸、避難箇所は48箇所、885の方が避難をされています。この時は横田が決壊していても下流の木崎町や、右岸側の新町も浸水しています。上から60,000立方メートルの土を切った時に、どれだけの水が出るのか。園部川の水位が上昇した際には吐けない訳です。ということは逆流するか床上、床下浸水する家が出てくると思われる訳ですが、そしてまたここに問題があるのは、JRの園部川橋梁の所に、陣田川と園部川と生身天満宮から来る放水路のトンネルの三点がここで合流しています。なのでなかなか園部川の水が下流に行きませんので、ここの排水計画をしっかりと頂かなくては、この事業はなかなか進めないと思いますがいかがでしょうか。</p>
説明員 (井尻事務局長)	<p>本火葬場の雨水等の排水計画についてですが、貯水池を設けるといことで、その貯水量ですが598立方メートルでございます。</p> <p>降雨強度は50年確率で判定をし、必要な貯水量を設定しており、今回の開発の部分につきましては貯水池によって安全を確保しております。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
説明員 (井尻事務局 長)	<p>これまでの経過ですが、最近では大変降雨量が多いということでございます。地元や下流の状況等もでございますので、令和2年に地元三区様と衛生管理組合で覚書を交わしている中でも書かせて頂いておりますが、南丹市の方とも十分連携を取り、地元の方々に深く影響する大きな課題でございますので、安全を確保するべく、十分に考慮して検討していきたいと考えております。</p>
前田委員	<p>それは絶対に大丈夫ということでしょうか。床上、床下浸水はないということでしょうか。</p> <p>実際に2013年の台風時に私の家の前もオーバーフローして水が入ってきています。地元賛成と言いますが、恐らく賛成した人は河川沿いではなく、影響がない人々かと思われまます。川沿いの人で一人でも賛成している人はいますか。</p>
説明員 (井尻事務局 長)	<p>今回の開発の区域につきましては、本来開発面積が1ヘクタール未満の範囲につきましては、法的な規定の防災調整池を設置する義務はない訳ですが、これまでにいろいろな経過がありますので、船井郡衛生管理組合としては関係機関と十分調整を行う中で、京都府の指導も仰ぎながら、安全を確保するという事で、重要開発調整池に関する技術的基準を用いまして、調整池を設置する計画でございます。今後できるだけ、そういったことが起こらないような方向で、検討しているということでご理解賜りたいと思っております。</p>
前田委員	<p>4ページの平面図を見ましても、法面を7段に切るということで、5メートルと仮定して、35メートル以上の高さから山を切る訳ですね。この前、熱海であったような土砂災害、或いは排水のカルバートにされるのか水路にされるのかは図面がないのでわかりませんが、いくら大きな水路を入れたところで、園部川が増水すれば吐かない訳です。どういった工法があるのかをお聞きしたいです。</p> <p>京都府で協力されるのは勿論結構ですが、2013年には実際に左岸側も右岸側も水が入ってきています。もっと具体的に排水をどうするのか。</p> <p>由良川、福知山大江町の知り合いの家を見に行きました。由良川の水位が上昇して、山からの水が吐かない訳です。その家は2階まで水が来ました。そんな風にならないですかとお尋ねしており、対策を取ってもらいたい訳です。</p> <p>そして府道園部平屋線の真下には、20数軒の新しい住宅が建っています。若い方が他所から引っ越して住んでおられる訳ですけども、都市計画審議会でも南丹市に住んでもらおうという施策をしていますが、この辺りが床下浸水になると、また移転され人口が減ります。そういったことも含めて、排水計画をもっと具体的にしてほしいです。</p> <p>例えば陣田川の向こうにシールドで3,000ミリメートルくらいで水路を抜く等、そういった答えが欲しい訳です。</p>
説明員 (井尻事務局 長)	<p>仰ることはこちらでも理解するところでございます。</p> <p>下流の排水計画につきましては、当然、園部川の改修の関係等もでございますし、南丹市とも十分調整、連携を図って、できる限りの</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
説明員 (井尻事務局 長)	<p>努力をさせていただきます。</p> <p>しかし大変申し訳ございませんが、今、計画を申し上げる状況ではないということで、ご理解賜りたいと思います。</p>
前田委員	<p>ということは、なかなか着工はできない訳ですね。河川沿いの住民全て出席で地元説明会も必要ですよ。しっかりした排水計画がなければ賛成はできませんし、その程度の説明で地元の了解を得られますか。</p> <p>園部川が増水した時にどうするんですか。逆流しますよ。私も行きましたが、実際に福知山の大江町でもそういったことになっていますよ。本川がハイウォーター以上に上がった時に、落差がないので、上からの水は吐かない訳です。そこをどうするかということをお聞きしている訳です。大きなカルバートや水路を入れたところで、本川が上がっていったら絶対吐かないです。恐らくその辺りの家屋の方が、床下、床上浸水になると想像します。そういったことにならないための計画をして頂きたいと思います。</p>
山口会長	<p>少し私事でもありますが、私の方からよろしいでしょうか。</p> <p>開発と排水経路の問題ですけれども、私の学校は7ヘクタールの開発を致しまして、それぞれ関係区に7ヘクタールの開発に関する排水計画の説明を致しまして、現在学校は調整池を5箇所設置しております。一般の方がよく誤解をされるのは、山を開発すると、その水が全部下流へ出てくるのではないかと心配をされますけれども、調整池の機能というのは、従前の排水を開発後も、それ以上の水を流さないということで、調整池の排水溝、オリフイスで決まっております。ある時、調整池の蓋を誰が操作するのかということで、ある議員さんが仰っていたのですが、そういった意味では調整池が機能すれば、そういった心配はないかと思われまます。</p> <p>私も園部川の流域に住んでおり、非常に最近の降雨で増水が激しいですけれども、これはこれとして、市或いは府へ要望を上げていくということで、今回の火葬場の設置に伴って、先程事務局から説明がありましたけれども、598立方メートルの調整池も設置されますし、従前以上の水が下流へ流れるということはないということで、ご理解を頂けたらと思います。</p>
前田委員	<p>大きな貯水池を作って頂けるということですが、あの辺りは相当勾配がありますので、線状降水帯のような雨が降った場合に、水路に全て流れて、貯水池に水が貯まったとしても、道路を広げるための法面、そこからも水が出る訳ですね。どうしても我々地元としては排水が気になります。</p> <p>例えば山を切ったところの上の方では、貯水池のお陰で被害がないかもしれませんが、それ以外のところでは、これだけの道の雨水がどうしても水路に流れ込み、園部川がハイウォーターまで上がりますので、排水できるのかなと、安心して住めるのかという不安があります。</p>
山口会長	<p>当然下流でお住いの方のご心配というのは十分理解を致しますけれども、私も学校の開発の関係で、近隣の方にご説明申し上げた時に、最近、未曾有の雨が降ったりもしますが、そういった時には、</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
山口会長	<p>全般的な問題として捉えていかななくては仕方がないのでと、ご理解頂いてきた経過もございます。</p> <p>前田委員が仰ってます、下流域にお住まいの方々の排水の不安というのは十分理解はできますけれども、その辺りは事務局も十分に踏まえて頂いて、可能な限り技術的に対応できるところはして頂きたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
説明員 (井尻事務局 長)	<p>今もございましたが、十分な安全を見る方向で、全て、建設についての検討をして参っております。併わせまして、丁寧な説明を今後も地元や関係者の方にはさせて頂く中で、またご意見も伺いながら、南丹市や京都府等と十分調整をしながら、今後も災害が起こらないような方法を取って頂きますので、ご理解を賜りたいと思います。</p>
前田委員	<p>京都府が横田と上流の本梅川の宍人で強固な堤防を作られました。上流は堤防が切れないため、水がどんどん下流へ来ます。あの時、私も園部町建設業協会、或いは南丹市建設業協会から復旧作業に当たりました。現地で被害の状況を目の当たりにしました。その時に「我々の住んでいる横田なり宍人が切れたから下流の方は助かった」と地元の方は我々に言われていました。だから今はもう堤防がしっかりしているので切れません。本当に大丈夫なんですか。地元説明会でもきっちり説明できますか。</p>
説明員 (井尻事務局 長)	<p>お話にもありましたが、大事な生命、財産を守るよう、十分に今後も検討し、丁寧に説明をさせて頂きたいと思っております。</p>
前田委員	<p>これを作られた井尻さんも、いずれ定年されますが、住んでいる人間は一生ここに住む訳です。計画された方、役所の方は定年されれば終わりです。</p> <p>住民はそうではなく、子供や孫の代まで何十年も住む訳です。そのことも踏まえて考えて頂きたいとお願いしています。</p>
山口会長	<p>少し私の方からもよろしいでしょうか。先程も少し申し上げましたが、全般的な南丹市の抱えている治水対策としましては、これはこれで京都府なりの方に要望として上げていくということで、今日提案を頂いた点を踏まえて、事務局の方でも、京都府に対して、河川要望を強力に要望をしていくということを申し添えまして、ご理解を頂けたらと思います。</p>
前田委員	<p>建設、土木の専門の関係から言いますと、やはりもっと具体的に園部川には、もうほとんど水を流さない。パイロットでシールドで陣田川の方に抜くなど、そういった具体的な計画も欲しかった訳です。そういったことは考えられていませんか。他の河川にパイロットで流す。シールド工法があるじゃないですか。</p>
説明員 (井尻事務局 長)	<p>今、仰って頂いたような具体的な工法等は衛生管理組合としては、考えていないということになります。ただ先程から申し上げますように、地元の方と十分に調整させて頂く中で、令和2年にも覚書をきっちり交わさせて頂いておりますので、これに従いまして、またご要望も聞いておりますので、南丹市とも十分連携を図って、早期にそういった具体的な方向性も検</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
説明員 (井尻事務局 長)	討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。
前田委員	<p>結局縦割り行政なんですよ。船井衛管は施設だけ。市道は南丹市、川は京都府。我々は一つの事業をされるのであれば、その三つが一つになって、それぞれの立場で、施工、計画してもらいたいのです。</p> <p>この前の地元説明会でも、「私のところは施設だけ」、「南丹市は市道だけですから川は京都府に」。みんなそれぞれ質問に対して逃げる訳です。なのでこれから地元説明会の時は三者一緒に来てください。しっかり質問しますので、よろしくお願ひ致します。以上です。</p>
山口会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他にご意見、ご質問等ございませんか。</p>
西村委員	<p>失礼いたします。冒頭、市長のご挨拶で財源の話がございまして、あくまでこの火葬場というのは南丹市の施設ではなく、一部事務組合の船井郡衛生管理組合さんの施設ということになっている訳ですが、南丹市と京丹波町の負担割合を教えてくださいということが一点目で、二点目が11ページの図面を見させて頂くと、市道と火葬場との境界線が入っているのですが、この市道拡幅に当たって、あくまで市道ですが、これは南丹市が費用を出すのか、船井郡衛生管理組合が出すのかを教えてください。</p> <p>また三点目が長生園さんの横の崖なんですけれども、ここは土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンであったと記憶しています。この土砂災害特別警戒区域を解消するに当たって、これは指定されているのは京都府さんになってきますので、京都府さんからの補助金、財政負担等はあるのでしょうか。</p>
説明員 (井尻事務局 長)	<p>まず一点目の負担割合ですが、船井郡衛生管理組合の構成市町が、南丹市と京丹波町となっております。建設工事の負担割合ですが、均等割分と人口割分の併用で算出しております。南丹市が60.5パーセント、京丹波町が39.5パーセントで負担頂くこととなっております。これにつきましては、負担金に係ります覚書を昨年10月22日に南丹市、京丹波町、船井郡衛生管理組合の三者で締結させて頂いております。</p> <p>二点目の市道整備の財源の関係ですが、市道ですので南丹市の管理であり、工事につきましては市と協定を結びまして、道路管理者の方でお世話になるということになっております。今後管理もしていかなくてはなりませんので、十分に南丹市の道路管理者と協議しまして、施工して参ります。事業につきましては船井郡衛生管理組合が事業主体であり、費用につきましては、船井郡衛生管理組合が財源を持つということになります。</p> <p>三点目の土砂災害特別警戒区域の関係ですが、市道の北側の山林を削りまして、解消をしていくことになり、これについては南丹市が事業主体となってやって頂くということになっております。これについては京都府さんの財源はないと聞いております。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
山口会長	<p>他にご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>それでは質疑もないようですので、集約をしたいと思いますが、議案第1号南丹都市計画火葬場の決定については、原案通り、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>ご異議なしと認めさせて頂きたいと思います。</p> <p>それでは議案第1号南丹都市計画火葬場の決定については、原案通り、承認することと致します。</p> <p>尚、本日議事として、ご審議頂きました議案につきましては、市長へ答申する必要がございます。答申につきましては、本日お出し頂いたご意見等を添えまして、副会長と共に、一任を頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ありがとうございます。それでは異議なしということですので、副会長共々、市長の方に答申をさせて頂きたいと思います。</p> <p>その他、全体を通じて、皆様ご意見等ございませんか。</p> <p>特に無いようですので、予定されております本日の審議を閉じさせて頂きたいと思います。慎重な審議を頂き、また議事進行にご協力を賜りまして、委員の皆様にはお礼を申し上げます。今後ともお世話になりますが、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは事務局へお返しします。</p>
<b>(5) 閉会</b>	
事務局 (中島部長)	<p>山口会長ありがとうございました。</p> <p>本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。</p> <p>次第「5.その他」につきましては、特に事務局からはございません。委員の皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>特に無いようでしたら、閉会に当たりまして、山内副会長よりご挨拶をお願い致します。</p>
<b>(6) 副会長の挨拶</b>	
山内副会長	<p>閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>今日の審議会については、年始早々の会議であったり、またお足元の悪い中の開催にも関わらず、委員の皆様にはご出席頂きまして、またその中で、火葬場の建設というのは、私たち、この地域の住民の長年の願いがようやく一歩踏み出す、そういった審議であったと思っております。</p> <p>前田委員さんの方からは切実な声として、排水対策という要望が出されました。会長の方からも説明ございましたが、今回の開発による雨水排水は、今回の中で対策をしっかりしていかなくはなりません。また桂川、或いは南丹市の地域の排水対策というのは、もっとマクロの視点でもって、南丹市や京都府に要望を上げていくこ</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
山内副会長	<p>とが住みよい街づくりに繋がっていくと思います。</p> <p>今後災害は起こらないのかというお話もございましたが、私共が経験した中で言うと、以前は時間雨量50ミリメートルというと、恐ろしい雨だと理解しておりました。しかし今は100ミリメートルを超えるという、これはもう当然として、水害が起こるべくして起こるとい形になってございますので、その辺りも踏まえて、この場での発言ではないかもしれませんが、南丹市、或いは京都府の方にご対応頂きたいと思っております。</p> <p>また市長のご挨拶でもありましたが、新型コロナが本当に身近な問題として、この地域に拡大してきております。お互いですが、しっかり感染予防しながら進めて参りたいと思っておりますので、皆様方におかれましても、日々、行動の中で、しっかり対策を取って頂くことをお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦勞様でございました。</p>
事務局 (中島部長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>これにて、第19回南丹市都市計画審議会を閉会させていただきます。慎重審議賜り、ありがとうございました。</p>

## 議事録署名

上記のとおり第19回南丹市都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、下記のとおり署名し捺印する。

令和 年 月 日

署名人 西村好高

---

令和 年 月 日

署名人 井尻祐一

---